

写

埼労発基 1018 第 1 号
令和 6 年 10 月 18 日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 殿

埼玉労働局長
片淵 仁文

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金に
関して、別添のとおり最低賃金法第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 2
項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

別添



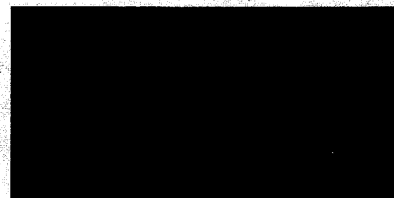
埼玉労働局一般公示第82号の件

2024年 10月 9日

埼玉労働局

埼玉労働局長 片淵仁文 様

送付枚数 15枚 (本紙含む)
4部



上記の件につきまして、下記の書類を送付いたしますのでご査収のほど
よろしくお願い申し上げます。

記

[添付書類]

| | |
|---|---------|
| ・ 特定（産業別）最低賃金に関する異議申出書 (埼玉労働局一般公示第82号の件) | 1通 |
| ・ 埼玉県最低賃金表 | 1部 (2枚) |
| ・ 愛知県最低賃金の推移表 | 1部 (4枚) |
| ・ 千葉県最低賃金表 | 1部 (2枚) |
| ・ 都道府県別最低賃金 (2024年度) | 1通 |
| ・ 令和6年8月13日発送済み「意見書」資再送付 | 1部 (4枚) |

埼玉労働局長 片淵 仁文 殿



2024 (令和6) 年10月9日

異議申出書

令和6年10月2日埼玉地方最低賃金審議会での「特定産業別最低賃金」の意見に関する公示を確認した所、弊社より令和6年8月13日着にて本件の意見書を送付させていただいた件も含め、今年度も他県との考え方の違いに驚いております。

正直私共の紙切れ1枚で何かが変わるとは思っていませんでしたが、現実こうして何も変わらないとやはりショックです

今は令和です。

働き方改革や雇用問題そしてハラスメント問題、世界情勢からの輸入問題もあり資材高騰など抱えながら単価交渉も難しい中「卵が先か、鶏が先か」の中で法に基づき経営しております。昨年の引き続きや事務的にではなく考えていただきたい。

| | | | |
|-------------|---------------|--------------|---|
| 全国最低賃金 令和6年 | 1位 東京都 | 1163円 | 特定産業別も地域別最低賃金と同額 |
| | 2位 神奈川県 | 1162円 | 特定産業別も地域別最低賃金と同額 |
| | 3位 大阪府 | 1114円 | 7業種中2業種改定なし 改定予定5業種 地域別最低賃金との差最高+13円 |
| | 4位 埼玉県 | 1078円 | 5業種全て改定予定 地域別最低賃金との差最高+36円 |
| | 5位 愛知県 | 1077円 | 平成20年に全部改正や見直し、 改定予定2業種 |
| | 6位 千葉県 | 1076円 | 7業種中5業種令和6年度は改定なし 改定予定2業種 |

上記の他県の状況をどの様に捉えたらいいのでしょうか？

このまま県の考え方が進めば地方との価格競争にも負ける事となり、企業努力の範囲を越えます。そもそも、特定産業別の業種は現在も本当に変わらないのでしょうか？

最低賃金となる基準も重要ですが、最近では働く条件を求めている方がとても多いです。

(高賃金なのか、休暇など優柔・仕事量・子育てや介護者など家族が居るが働きたい、職場環境など)時代に合った協議をしていただく事を強く望んでおります。

【備考】

メーカーが工場を経営しているのと、メーカーからの受注の町工場では大違いです。

弊社でやっている光学レンズもとても用途幅が多く、半導体に使用するレンズは単価が高く機械や検査にも技術や設備が必要で、拡大鏡の様なレンズは量産で単価が安く人が必要となりしかも年々納期も短く多く利益が上がらず後継者もなく縮小し廃業となっております。

本社がある県で自社工場も併設していれば従業員も多く色んな事に対応できると思うのですが末端の町工場では単価交渉をすれば今の注文もなくなるリスクもあると考え交渉できず、人手は必要だが賃金と注文数が全く比例していないのも現実です。

※参考資料として愛知県と千葉県の最低賃金資料と8月13日送付済み資料を添付いたします

埼玉県の最低賃金

| 地域別最低賃金 | 時間額 | 適用労働者 | 改正発効日 |
|----------------|---------------|--|---------------|
| 埼玉県最低賃金 | 1,078円 | 埼玉県内の事業場で働く全ての労働者（特定最低賃金の適用業種で働く労働者で、適用が除外される者も含む） | 令和6年 10月1日 |

| 特定（産業別）最低賃金 <small>産業分類は日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づいたものである。</small> | 時間額 | 適用労働者 | 改正発効日 |
|--|------------------------|---|---------------|
| 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金 <small>非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）</small> | 1,048円 (注2※) | 左記の事業場で働く労働者。 ただし、次に掲げる者を除く。 1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者 4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 | 令和5年 12月1日 |
| 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 <small>電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）</small> | 1,055円 (注2※) | | |
| 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金 <small>輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）</small> | 1,055円 (注2※) | | |
| 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金 <small>光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）</small> | 1,064円 (注2※) | | |
| 埼玉県自動車小売業最低賃金 <small>自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）</small> | 1,060円 (注2※) | | |



(注) 1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。

(※「埼玉県非鉄金属製造業最低賃金」、「埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金」、「埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金」及び「埼玉県自動車小売業最低賃金」の適用労働者は、埼玉県最低賃金が適用されます。)

3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

4 実際に支払われる賃金額と最低賃金額との比較方法

・時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。

・月給等の場合は、所定内賃金から3手当（精皆動手当、通勤手当及び家族手当）を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。

5 障害により著しく労働能力が低い者などについて使用者が埼玉労働局長の最低賃金減額特例許可を受けた場合は、減額した最低賃金額が適用されます。

最低賃金コーナーはコチラ➡



◎ この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください。

埼玉地方最低賃金審議会の意見に関する公示

埼玉労働局一般公示第82号

令和6年10月2日埼玉地方最低賃金審議会から埼玉県非鉄金属製造業最低賃金、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金及び埼玉県自動車小売業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、埼玉県の区域内で非鉄金属製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業若しくは自動車小売業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき令和6年10月17日までに埼玉労働局長あて（さいたま市中央区新都心11-2ランド・アクシス・タワー15階）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和6年10月2日

埼玉労働局長 片淵 仁文



記

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金及び埼玉県自動車小売業最低賃金の改正決定に係る埼玉地方最低賃金審議会の意見の要旨

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金及び埼玉県自動車小売業最低賃金を次表のように定めること。

| 適用する地域等 | 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金 | 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 | 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金 | 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金 | 埼玉県自動車小売業最低賃金 |
|------------------------|---|--|--|--|--|
| 1 適用する地域 | 埼玉県の区域 | | | | |
| 2 適用する使用者 | 前号の地域内で非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者 | 前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者 | 前号の地域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者 | 前号の地域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者 | 前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者 |
| 3 適用する労働者 | 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 | | | | 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 |
| 4 前号の労働者に係る最低賃金額 | 1時間 1,098円 | 1時間 1,105円 | 1時間 1,102円 | 1時間 1,114円 | 1時間 1,089円 |
| 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの | 精皆手当、通勤手当及び家族手当 +20 +27 +24 +36 +11 | | | | |
| 6 効力発生の日 | 令和6年12月1日 | | | | |

地域別最低賃金表

愛知県最低賃金の推移



地域別最低賃金の推移

『愛知県最低賃金』は、昭和48年12月10日に新設されました。

その後、愛知地方最低賃金審議会で、毎年、金額の見直しについての審議がされ、必要に応じて改定をしています。

当初は、日額と時間額が決められていましたが、平成14年に日額が廃止され、それ以降は時間額のみとなりました。

| 年度 | 時間額(円) | 引上額(円) | 日額(円) | 引上額(円) | 効力発生日 |
|-------|----------|--------|-------|--------|-----------|
| 昭和 48 | 168.75 | - | 1,350 | - | S48.12.10 |
| 49 | 216.25 | 47.5 | 1,730 | 380 | S49.12.15 |
| 50 | 251.25 | 35 | 2,010 | 280 | S51.2.18 |
| 51 | 275.5 | 24.25 | 2,204 | 194 | S51.11.18 |
| 52 | 302 | 26.5 | 2,416 | 212 | S52.10.26 |
| 53 | 320.88 | 18.88 | 2,567 | 151 | S53.10.18 |
| 54 | 340.38 | 19.5 | 2,723 | 156 | S54.10.20 |
| 55 | 364.13 | 23.75 | 2,913 | 190 | S55.10.16 |
| 56 | 387.5 | 23.37 | 3,100 | 187 | S56.10.25 |
| 57 | 409 | 21.5 | 3,266 | 166 | S57.10.25 |
| 58 | 422 | 13 | 3,370 | 104 | S58.11.2 |
| 59 | 435 | 13 | 3,473 | 103 | S59.10.14 |
| 60 | 450 | 15 | 3,597 | 124 | S60.10.12 |
| 61 | 463 | 13 | 3,704 | 107 | S61.10.4 |
| 62 | 474 | 11 | 3,785 | 81 | S62.10.4 |
| 63 | 488 | 14 | 3,897 | 112 | S63.10.5 |
| 平成 元 | 507 | 19 | 4,053 | 156 | H1.10.5 |
| 2 | 531 | 24 | 4,246 | 193 | H2.10.3 |
| 3 | 557 | 26 | 4,452 | 206 | H3.10.1 |
| 4 | 580 | 23 | 4,638 | 186 | H4.10.1 |
| 5 | 598 | 18 | 4,782 | 144 | H5.10.1 |
| 6 | 613 | 15 | 4,897 | 115 | H6.10.1 |
| 7 | 626 | 13 | 5,008 | 111 | H7.10.1 |
| 8 | 640 | 14 | 5,113 | 105 | H8.10.1 |
| 9 | 654 | 14 | 5,226 | 113 | H9.10.1 |
| 10 | 665 | 11 | 5,320 | 94 | H10.10.1 |
| 11 | 671 | 6 | 5,368 | 48 | H11.10.1 |
| 12 | 677 | 6 | 5,411 | 43 | H12.10.1 |
| 13 | 681 | 4 | 5,447 | 36 | H13.10.1 |
| 14 | (据置き)681 | 0 | 日額の廃止 | - | H14.10.1 |
| 15 | (据置き)681 | 0 | | | - |

| | | | | | |
|-----|---------|---------|--------|---------|-----------|
| 16 | 683 | 2 | | | H16.10.1 |
| 17 | 688 | 5 | | | H17.10.1 |
| 18 | 694 | 6 | | | H18.10.1 |
| 19 | 714 | 20 | | | H19.10.25 |
| 20 | 731 | 17 | | | H20.10.24 |
| 21 | 732 | 1 | | | H21.10.11 |
| 22 | 745 | 13 | | | H22.10.24 |
| 23 | 750 | 5 | | | H23.10.7 |
| 24 | 758 | 8 | | | H24.10.1 |
| 25 | 780 | 22 | | | H25.10.26 |
| 26 | 800 | 20 | | | H26.10.1 |
| 27 | 820 | 20 | | | H27.10.1 |
| 28 | 845 | 25 | | | H28.10.1 |
| 29 | 871 | 26 | | | H29.10.1 |
| 30 | 898 | 27 | | | H30.10.1 |
| 令和元 | 926 | 28 | | | R1.10.1 |
| 2 | 927 | 1 | | | R2.10.1 |
| 3 | 955 | 28 | | | R3.10.1 |
| 4 | 986 | 31 | | | R4.10.1 |
| 5 | 1,027 | 41 | | | R5.10.1 |
| 6 | 1,077 | 50 | | | R6.10.1 |
| 年度 | 時間額 (円) | 引上額 (円) | 日額 (円) | 引上額 (円) | 効力発生日 |



特定最低賃金の推移

愛知県の特定最低賃金は、平成20年12月16日に全部改正、新設されました。（「愛知県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金」を除く。）

特定最低賃金は、愛知地方最低賃金審議会で金額見直しの必要性についての審議がされ、労使双方が必要性ありとした場合に改定をしています。


| 略名 | 愛知県の特定最低賃金の業種名 |
|-----|---|
| 染色 | 愛知県染色整理業最低賃金 |
| 製鉄 | 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金 |
| はん用 | 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 |
| 計量器 | 愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金 |
| 電子 | 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 |
| 輸送用 | 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金 |
| 小売 | 愛知県各種商品小売業最低賃金 |
| 車部品 | 愛知県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金 |
| 自動車 | 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金 |

(※ 略名は、下の時間額表の項目名を表すものです。)

※ 愛知県最低賃金が改定され特定最低賃金を上回る期間は、愛知県最低賃金が適用されます。


| 年度 | 発効日 | 県最賃 | 発効日 | 時間額(円) | | | | | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|--------|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|------|
| | | | | 染色 | 製鉄 | はん用 | 計量器 | 電子 | 輸送用 | 小売 | 車部品 | 自動車 |
| 平成 19 | H19.10.25 | 714 | H19.12.16 | 723 | 834 | 815 | 770 | 779 | 820 | 770 | 800 | (新設) |
| 20 | H20.10.24 | 731 | H20.12.16 | 732 | 848 | 823 | 782 | 792 | 833 | 779 | 800 | 814 |
| 21 | H21.10.11 | 732 | H21.12.16 | 732 | 853 | 831 | 785 | 796 | 837 | 781 | 800 | 818 |
| 22 | H22.10.24 | 745 | H22.12.16 | 732 | 862 | 838 | 792 | 803 | 844 | 785 | 800 | 826 |
| 23 | H23.10.7 | 750 | H23.12.16 | 732 | 868 | 843 | 797 | 808 | 848 | 788 | 800 | 830 |
| 24 | H24.10.1 | 758 | H24.12.16 | 732 | 874 | 849 | 804 | 815 | 854 | 792 | 800 | 836 |
| 25 | H25.10.26 | 780 | H25.12.16 | 732 | 885 | 858 | 813 | 823 | 863 | 799 | 800 | 846 |
| 26 | H26.10.1 | 800 | H26.12.16 | 732 | 899 | 870 | 827 | 837 | 877 | 810 | 800 | 859 |
| 27 | H27.10.1 | 820 | H27.12.16 | 732 | 912 | 882 | 841 | 852 | 890 | 823 | 800 | 873 |
| 28 | H28.10.1 | 845 | H28.12.16 | 732 | 926 | 896 | 856 | 867 | 904 | 847 | 800 | 888 |
| 29 | H29.10.1 | 871 | H29.12.16 | 732 | 941 | 911 | 875 | 883 | 919 | 847 | 800 | 904 |
| 30 | H30.10.1 | 898 | H30.12.16 | 732 | 957 | 928 | 875 | 901 | 936 | 847 | 800 | 921 |
| 令和 元 | R1.10.1 | 926 | R1.12.16 | 732 | 975 | 947 | 875 | 901 | 955 | 847 | 800 | 941 |
| 2 | R2.10.1 | 927 | R2.12.16 | 732 | 976 | 948 | 875 | 901 | 957 | 847 | 800 | 943 |
| 3 | R3.10.1 | 955 | R3.12.16 | 732 | 996 | 968 | 875 | 901 | 976 | 847 | 800 | 943 |
| 4 | R4.10.1 | 986 | R4.12.16 | 732 | 1,018 | 968 | 875 | 901 | 997 | 847 | 800 | 943 |
| 5 | R5.10.1 | 1,027 | R5.12.16 | 732 | 1,059 | 968 | 875 | 901 | 1,028 | 847 | 800 | 943 |

その他関連情報




ユースエール認定制度
若者雇用促進法に基づく制度

[ユースエール認定企業](#)




受講料無料の
ハロートレーニング
って知ってる？

[ハロートレーニング（公的職業訓練）のご案内](#)



安全衛生優良企業公表制度
ホームページ

[安全衛生優良企業公表制度ホームページ](#)



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団

[あかるい職場応援団（ハラスメント対策総合情報サイト）](#)

労働条件に関する総合情報サイト
確かめよう 労働条件

[「確かめよう労働条件」ウェブサイト](#)

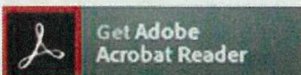


もにす認定制度

[もにす認定制度](#)



リンク一覧

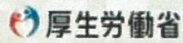


PDFファイルを見るためには、[Adobe Reader](#)というソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、[こちらからダウンロード](#)してください。

情報配信サービス

[厚生労働省人
事労務マガジ
ン](#)

[リンク集](#) [プライバシーポリシー](#) [利用規約](#)



愛知労働局

〒460-8507 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号（名古
屋合同庁舎第二号館）

Copyright(c)2000 Aichi Labor Bureau.All rights reserved.





千葉県の

最低賃金



最低賃金制度のマスコット チェックマン

◆千葉県最低賃金

令和6年10月1日から

時間額 **1,076** 円

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。
- ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金と千葉県最低賃金のいずれか高い方が適用されます。

◆特定最低賃金

| | | | |
|--|-----------------------|------------------|--|
| 鉄 鋼 業 | 時間額 1,096 円 | 令和5年 12月25日から | 令和6年度改正の見込みであり、 今後審議の予定です。 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) | 時間額 1,076 円 | 令和6年 10月1日から | 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、令和5年12月25日効力発生の1,055円が適用されていますが、令和6年10月1日効力発生の千葉県最低賃金が上回るため、同日以降は千葉県最低賃金の適用となります。 |

上記のほか次の5業種の特定最低賃金においては、**令和6年度は改正がありません。**
このため、令和6年10月1日からは、千葉県最低賃金(1,076円)が適用されます。

- ①「調味料製造業」 ②「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」 ③「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業」 ④「各種商品小売業」 ⑤「自動車(新車)小売業」

最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

あなたの賃金は
大丈夫?



最低賃金特設サイト



業務改善助成金



千葉県労働局ホームページ



管理システム導入、機械や車の購入、教育訓練など色々な設備投資に利用可能だよ。
最大600万円まで助成があるんだ。

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成

【お問い合わせ】

最低賃金:千葉県労働局賃金室 ☎043-221-2328 または最寄りの労働基準監督署へ
業務改善助成金:業務改善助成金コールセンター ☎0120-366-440 へ

千葉県の最低賃金一覧表 みんなチェック！最低賃金。

| 最低賃金件名 | 最低賃金額 時間額(円) | 発効 年月日 | 最低賃金の適用について |
|----------------------|-----------------|--------------|---|
| 〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金 | 1,076 | 令和 6.10.1 | 千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。 |

| 特 定 最 低 賃 金 | 調味料製造業 (味そ製造業を除く。) | 1,076 | 令和 6.10.1 | *調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和6年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,076円)」が適用されます。 |
|----------------------------|--|--------------|---------------|---|
| | 鉄鋼業 | 1,096 | 令和 5.12.25 | 次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 *鉄鋼業の特定最低賃金額は、令和6年度改正の見込みであり今後審議の予定です。 |
| | はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注① | 1,076 | 令和 6.10.1 | *はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922円)は、令和6年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,076円)」が適用されます。 |
| | 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) | 1,076 ※注② | 令和 6.10.1 | 次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、詰い等の雑役業務 *電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の特定最低賃金額は、令和6年度改正の見込みであり今後審議の予定です。 |
| | 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業 | 1,076 | 令和 6.10.1 | *計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887円)は、令和6年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,076円)」が適用されます。 |
| | 各種商品小売業 ※注③ | 1,076 | 令和 6.10.1 | *各種商品小売業(848円)は、令和6年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,076円)」が適用されます。 |
| | 自動車(新車)小売業 | 1,076 | 令和 6.10.1 | *自動車(新車)小売業(922円)は、令和6年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,076円)」が適用されます。 |

※注① はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業(他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く)及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち糸糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

※注② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、特定最低賃金(令和5年12月25日効力発生1,055円)が適用されていますが、令和6年10月1日効力発生1,076円に改正により特定最低賃金額を千葉県最低賃金額が上回るため、同日以降は千葉県最低賃金の適用となります。なお特定最低賃金額は令和6年度に改正の見込みであり、今後審議の予定です。

※注③ 各種商品小売業…衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所

◎ 賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)や臨時に支払われる賃金(結婚手当など)は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室 TEL043-221-2328
または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください



厚生労働省
最低賃金特設サイト

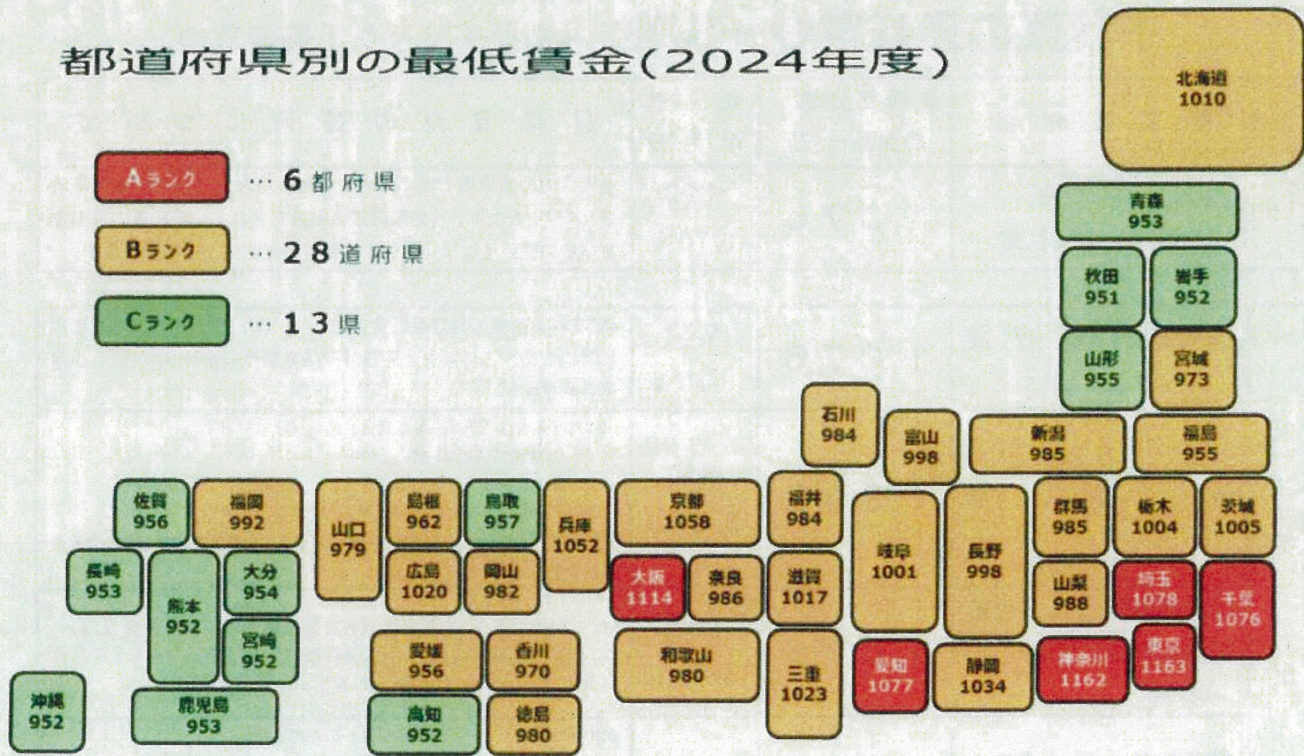


千葉県労働局



労働基準監督署

都道府県別の最低賃金(2024年度)



いわゆる三大都市圏である「東京」・「大阪」・「名古屋」圏の賃金は、高い。

3. 都道府県別の最低賃金ランキング(2024年度)

中央最低賃金審議会答申の目安額「50円」を上回る引上げは27県。

引上げ額の最高は徳島県「84円」、次いで岩手県・愛媛県「59円」となっています。

2024年度の都道府県別の最低賃金ランキングは、以下を参照ください。

| | 都道府県名 | 2023年度 | 2024年度 | 引上げ額 | 引上げ率 |
|---|-------|--------|--------|------|------|
| 1 | 東京 | 1,113円 | 1,163円 | 50円 | 4.5% |
| 2 | 神奈川 | 1,112円 | 1,162円 | 50円 | 4.5% |
| 3 | 大阪 | 1,064円 | 1,114円 | 50円 | 4.7% |
| 4 | 埼玉 | 1,028円 | 1,078円 | 50円 | 4.9% |
| 5 | 愛知 | 1,027円 | 1,077円 | 50円 | 4.9% |
| 6 | 千葉 | 1,026円 | 1,076円 | 50円 | 4.9% |
| 7 | 京都 | 1,008円 | 1,058円 | 50円 | 5.0% |
| 8 | 兵庫 | 1,001円 | 1,052円 | 51円 | 5.1% |

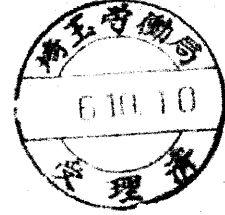


埼玉労働局一般公示第74号の件

2024年 8 月 9日

埼玉労働局 御中

送付枚数 4枚 (本紙含む)



上記の件につきまして、下記の書類を送付いたしますのでご査収のほど
よろしくお願ひ申しあげます。

記

[添付書類]

| | |
|---|----|
| ・ 特定（産業別）最低賃金に関する意見書 （埼玉労働局一般公示第74号の件） | 1通 |
| ・ 神奈川県最低賃金表 | 1通 |
| ・ 大阪府最低賃金表 | 1通 |

特定（産業別）最低賃金に関する意見書

埼玉労働局一般公示第74号の件

2024年 8月 9日



特定（産業別）最低賃金改定に関わる事業者として近年の現状報告など意見を述べる機会がこちらでできるとの事で発言させていただきたく存じます。

弊社では、光学レンズ製造業をパート従業員3名と家族2人で経営しているのですが、近年の消耗品・光熱費・備品・運送費など含め物価高騰もあり、先方より注文を受ける立場の中小企業では価格転嫁できず交渉する事も受注減少につながることもあり、労務費の負担も大きくなっています。

その要因も令和2年から令和5年で約最低賃金100円up、本年度も考えると約150円upとなると価格転嫁できていない中小企業の声は周りでも多く聞いていますし、弊社も直面しております。オートメーション化が進み弊社でもスタートボタンを押しレンズの交換だけで他よりも時給が高く雇用しても、他の会社の方が時給が高いとすぐに退職してしまうという状況が近年とても多く感じます。

覚える前に退職になり、受注はあり仕事はあっても人員が足りない事もあります。

ここにきてまた大幅賃金アップがある事を考えると余力もなくもう一人従業員を増やす選択肢は考えられず会社として機能しなくなります。

今を守る、今の従業員を守るのに精一杯です。

大手メーカーや名前が分かる会社は、余力もあり選択肢もあると思いますが、中小の小企業の選択肢は「やる」か「やめる」かの考えになってしまいます。

現状廃業している所も多く分業で成り立っている所はかなり厳しい状況です。

価格転嫁できていない状況は間違いなく、しかも再見積りがあっても他県と同業者の方が安く単価を付け、単価負けしている事も多く感じます。そこには人件費も大きく関係しております。

私の考えとして、R6年12月1日より

特定（産業別）最低賃金を【埼玉県最低賃金】の同額にしていきたい

東京都・神奈川県はすでに特定（産業別）最低賃金は無く、都県の最低賃金！

大阪府では府最低賃金と特定最低賃金の差が最高で6円です！

全国最低賃金の上位埼玉県4位の上位3都府県ではこの様に取り組んでいます！！

労働者を守る事も大切ですが、もうそろそろ企業も守るべきではないでしょうか？

当たり前ですが、仕事がなくなれば会社はなくなり失業者が増えます。

でもそれが現状で、現場の声です。

※参考資料として、神奈川県と大阪府の最低賃金表を添付いたします

令和5年度大阪府内の最低賃金

| 大阪府最低賃金 | 時間額(発効年月日) | 適用の範囲 |
|--|---|--|
| | 1,064円 (令和5年10月1日) | 大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者 |
| 特定最低賃金件名 | 時間額(発効年月日) | 適用が除外される方 |
| 塗料製造業 | 1,070円 (令和5年12月1日) | 次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務 (1)18歳未満又は65歳以上の方 (2)雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方 |
| 鉄鋼業 | 1,066円 (令和5年12月1日) | |
| はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業 | 1,070円 (令和5年12月1日) | |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 1,068円 (令和5年12月1日) | |
| 自動車・同附属品製造 | 1,068円 (令和5年12月1日) | |
| 非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業 | 1,064円 大阪府最低賃金 (令和5年10月1日) | |
| 自動車小売業 | 1,064円 大阪府最低賃金 (令和5年10月1日) | 備考 (注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。 |



賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面をご覧ください



最低賃金についてご不明の点がありましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502) または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



(051101)